

さあ、保険の新次元へ。

**T&D** 保険グループ

2021年8月10日

各 位

株式会社 T & D ホールディングス  
(コード番号：8795 東証第一部)  
太陽生命保険株式会社  
大同生命保険株式会社  
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

### 役員向け株式報酬制度の継続に伴う株式取得時期等の決定に関するお知らせ

T&D保険グループの株式会社T&Dホールディングス(社長 上原 弘久、以下「当社」という。)は、2021年8月10日開催の取締役会において、2018年度より導入している当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を含む非常勤取締役および国内非居住者を除く。)および執行役員(国内非居住者を除く。監査等委員でない取締役と併せて、以下「取締役等」という。)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という。)である役員報酬BIP信託(以下「本信託」という。)の継続に伴い、継続後の本制度に必要な当社株式の取得時期等を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2018年5月15日付「取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2020年6月25日開催の第16回定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類「第8号議案 監査等委員でない取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」をご参照ください。

また、同時に、当社子会社3社(太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社およびT&Dフィナンシャル生命保険株式会社。総称して、以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。)の取締役(社外取締役を含む非常勤取締役および国内非居住者を除く。)および執行役員(国内非居住者を除く。対象子会社の取締役と併せて、以下「対象子会社取締役等」という。また、当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。)についても、本日開催の対象子会社の取締役会において、当社の取締役等と同様に、本制度を継続すること等を決議いたしました。

### 記

対象会社は、対象取締役等を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2018年度から2020年度までの事業年度を対象として本制度を導入しているところ、2023年度までの新たな3事業年度を対象として本制度を継続するとともに、本信託の信託期間を3年間延長することといたしました。本制度の継続に伴う当社株式の取得にかかる追加信託金の額、当社株式の取得時期および取得方法につきましては、以下のとおりです。なお、本信託の延長時に本信託内に残存する当社株式および金銭は延長後の本信託に承継いたします。

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 追加信託金の額 | 944百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む)      |
| (2) 株式の取得時期 | 2021年8月16日(予定)～2021年8月31日(予定) |
| (3) 株式の取得方法 | 株式市場より取得                      |

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |            |  |
|------------|--|
| ①信託の種類     | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ②信託の目的     | 対象取締役等に対するインセンティブの付与                                   |
| ③委託者       | 当社   |
| ④受託者       | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤受益者       | 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者                              |
| ⑥信託管理人     | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者                               |
| ⑦信託期間延長合意日 | 2021年8月13日（予定）   |
| ⑧延長後の信託期間  | 2018年8月14日～2024年8月31日（予定）                              |
| ⑨議決権行使     | 行使しないものとします。   |
| ⑩取得株式の種類   | 当社普通株式   |
| ⑪追加信託金の額   | 944百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）                            |
| ⑫株式の取得方法   | 株式市場より取得   |
| ⑬帰属権利者     | 当社   |
| ⑭残余財産      | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

**【信託関連事務の内容】**

三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。

以 上

**【お問合せ先】**

株式会社T&Dホールディングス 広報課 井本・山本 TEL 03-3272-6115